

## 中国経済産業局における法令違反への対応状況（令和6年度）

経済産業省では、製品安全4法（※）の適正かつ的確な執行を図るため、試買テストや立入検査により法令違反が判明した事案について対応しています。また、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供、事故情報の調査結果及び自治体による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生した事案については、事実関係について調査し、調査の結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止等の指導を行い、必要に応じて法律に基づく措置をとっています。

（※）製品安全4法とは「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

### 1. 概要

令和6年度に中国経済産業局が対応した事案については、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案または消費者に危害を及ぼすおそれがない事案でした。そのうち、消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案については、産業部長名の文書による注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指導し、事業者からの報告により適切な措置が行われたことを確認しました。

### 2. 個別の事案（消費者に危害を及ぼすおそれが高い事案）

|   | 品目名等                           | 情報入手方法 | 違反の内容                      | 事業者の対応                             |
|---|--------------------------------|--------|----------------------------|------------------------------------|
| 1 | 【電気用品安全法】<br>（製造事業者）<br>○電気噴霧機 | 自主報告   | ・未届出<br>・技術基準不適合<br>・不適切表示 | ・製品回収<br>・技術基準適合品への改善<br>・再発防止対策実施 |